

本日、ここに、鹿島市議会令和3年12月定例会を招集し、諸案件につきましてご審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。

【はじめに】

本年も残すところあと1月ほどとなりました。本年は、新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となった東京オリンピック・パラリンピックが無観客を基本として開催されましたが、コロナ禍で不安な世の中に感動と勇気を与えました。

本市におきましては、5月9日に祐徳稲荷神社から大村方までの2キロメートルを地元出身者など10人のランナーが聖火をつなぎ、地域を盛り上げていただきました。

一方で、本年も「新型コロナウイルス感染症」と「豪雨災害」の対応に力を注いだ年となりました。

新型コロナウイルス感染症については、8月から9月上旬にかけて全国的に感染者数が急速に増加し、佐賀県では1日の感染者数が3桁にのぼる日が続き、本市ではこの期間に1日の感染者数が過去最多を更新する状況でございました。

このような中、国・県の方針や指導に沿って、医師会等のご協力を得ながら円滑なワクチン接種に努めるとともに、感染防止対策や独自の経済対策などを実施してまいりました。

最近の感染者数は、ワクチン接種率の向上や市民の皆様の感染対策の徹底により落ち着いておりますが、収束は見通せない状況でございます。

新型コロナウイルス感染症とは長期にわたり向き合わなければならず、こ

れからは、新型コロナウイルスとの共存を前提に、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指す「ウィズコロナ」、さらに収束後を見据えた「アフターコロナ」への対応を進めることが重要でございます。また、コロナ禍を契機として、人々の価値観や生活様式が大きく変化し、地方回帰の動きが生まれています。その流れを活かし、定住促進や交流人口の拡大をさらに図らなければならないと考えております。

次に、本年8月の豪雨災害については、昨年の豪雨と比較して雨量は少なかったものの、長期間にわたって断続的に雨が降り、農地や農業用施設、市道などに多数の被害が発生しました。来月に国の災害査定を受けることとなっている農業用施設や市道などにつきましては、順次復旧工事を行うこととしております。その他の被災箇所についても、重機借り上げや原材料支給などの対応を行い、一日も早い復旧に取り組んでおります。

また、佐賀県では、近年の大雨による内水氾濫の被害を受けて本年9月に「内水対策プロジェクトチーム」を発足し、氾濫の未然防止などに向けて国や県内市町と連携し、短期・中長期的な課題に取り組むこととなっております。本市も市民の皆様の生命の確保を最優先に考え、県との連携強化に加えて、ソフト・ハード両面の災害対策に引き続き取り組んでまいります。

【新型コロナウイルスワクチン接種について】

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

本市の新型コロナウイルスワクチンの接種状況は、対象の12歳以上で2回目接種を完了した方は、現時点で80パーセントを超えており、概ね順調に進んだものと考えております。今後は、新たに12歳になる方や事情により接種できていない方を対象に個別接種を実施してまいります。

また、新型コロナウイルスワクチンは、接種後の時間の経過とともにワクチンの効果が低下することから、3回目の接種を行う方針が国から示されております。

このため、3回目接種については、年齢や基礎疾患等の優先接種区分はなく、18歳以上で、2回目接種完了から8か月以上経過した方を対象に、順次接種券を発送し接種を進めることとしております。

3回目接種は、原則として医療機関での個別接種で実施いたしますので、接種券に同封するチラシを確認のうえ、医療機関に予約を行っていただくようお願いいたします。

今後のスケジュールにつきましては、12月上旬から対象者へ接種券を発送し、早ければ12月中旬から接種を開始する予定でございます。詳細につきましては、防災行政無線や市報、ホームページ等で随時お知らせいたします。

【新型コロナウイルス感染症関連の事業継続支援給付金の状況について】

次に、新型コロナウイルス感染症関連の事業継続支援給付金の状況について申し上げます。

本市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい状況の中で頑張っている事業者の皆様に向け、これまで独自の様々な支援策を実施してまいりました。

今回、事業の継続を支え、再起の糧にさせていただきたいとの思いで、中小企業・小規模事業者や農林漁業者に対する事業継続支援給付金を給付しているところでございます。

中小企業・小規模事業者対象の申請は、10月14日の受付開始以降、2

00件を超えていることから、多くの事業者の皆様は新型コロナウイルスの収束が見通せない中で、何とか事業を継続するために努力されている状況であると考えております。

農林漁業者を対象とした給付金も先月から受付を開始しておりますので、ぜひこの事業をご活用いただき、少しでも事業継続の力にしていいただければと思っております。

【農産物の状況について】

次に、農産物の状況について申し上げます。

「水稲」につきましては、豪雨による冠水や日照不足の影響が心配されたものの、現時点での佐賀県の作況は、平年並みとなっております。

「大豆」につきましては、8月初めまで天候に恵まれ、順調に生育しておりましたが、その後の豪雨によって広範囲が水没し、全く収穫できない圃場が発生しております。また、9月下旬の高温によって、粒の肥大に影響が出ることも懸念されており、例年より収穫量の減少が予想されます。

「温州ミカン」につきましては、豪雨の影響により糖度が上がらないなど品質に影響が出ていたところですが、その後は雨が少なかったことで回復してきたところでございます。今年は開花が早かったため、例年よりスケジュールが前倒しで進んでおり、着果量が多く、若干小玉傾向とのこととございます。農家の皆様をはじめ関係機関の取り組みにより被害を最小限に抑え、品質向上を図ることで、鹿島みかんのブランド力を維持しようと努力していただいております。今後出荷されるみかんについても期待しているところでございます。

「野菜」につきましては、豪雨の影響でアスパラガスやトマトのハウスで

浸水被害が発生しました。アスパラガスは収穫期間中、そして、トマトはほとんどが次期作に向けた土壌消毒期間中でありましたが、事前の対策・事後の対応で被害を最小限に抑えることができました。また、タマネギにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減ったことで、作付けが一時的に落ちてはいますが、次期作に向けて育苗が進められております。

【ふるさと納税の状況について】

次に、ふるさと納税の状況について申し上げます。

ふるさと納税は、本年度も全国から多くの応援をいただいております、現時点で昨年同時期を上回っている状況でございます。全国の皆様からこれだけのご支援をいただくことができているのも、返礼品を提供していただいている市内の生産者・事業者の皆様のご協力によるものでございます。

今年度は、月に1回のメールマガジンの配信やインスタグラムの公式アカウントを開設し、全国に「鹿島らしい特産品」や生産者・事業者の皆様のPR強化に努めているところです。

今後も、鹿島市の魅力を全国に発信し、より一層の寄附額の増とともに、さらなる「鹿島ファンづくり」を目指してまいります。

【長崎本線の利便性の確保について】

次に、長崎本線の利便性の確保について申し上げます。

来年秋には、九州新幹線西九州ルートが開業します。本市では、開業効果の波及を目指して、近隣市町と連携した広域観光を提案するなど、誘客の促進に努めることとしております。

一方で、新幹線開業時には、長崎本線の肥前山口－諫早間の在来線は上下

分離され、開業後２３年間は、佐賀県と長崎県が鉄道施設を管理し、ＪＲ九州が運行を維持することが平成２８年に合意されています。また、博多－肥前鹿島間の特急列車は、開業後３年間は上下１４本程度、その後２０年間は上下１０本程度、普通列車は、現行水準を維持することとされております。

本市としましては、多くの方が通勤、通学、あるいは観光やビジネスで利用されている長崎本線の「利便性の確保」は最大のテーマにして最重要事項であり、ＪＲ九州や佐賀県などに対し、あらゆる機会を捉えて要望しているところです。

「利便性の確保」とは、単に運行本数を維持すればいいということではなく、利用しやすい時間帯や乗換えがない直通運行、あるいは乗換えがスムーズにできるよう配慮したダイヤ編成を行い、それを維持していくこととございます。

先月２９日に、国土交通省九州運輸局で、「公衆の利便の確保」に関する意見聴取の機会がございましたので、「利便性の確保」について意見を述べてまいりました。また、今月１０日には、県や沿線自治体などで構成する「佐賀県鉄道建設整備促進期成会」の要望活動でＪＲ九州本社へ赴き、「利便性の確保」について要望してきたところでございます。

「利便性の確保」とともに、鉄道の利用促進を図ることも重要でございます。先人から受け継いできた長崎本線をより多くの方に今後も利用していただくことは、「利便性の確保」に向けて大きな力になると考えております。また、マチの玄関口であるＪＲ肥前鹿島駅周辺整備により、魅力的な空間に生まれ変わることによって、利用促進に寄与してくれるものと期待しているところでございます。

長崎本線の利便性を確保し、市民の皆様の「生活の足」や観光・ビジネス

等「交流の足」を守るため、今後も佐賀県や沿線市町と連携して取り組んでまいります。

【議案について】

それでは、提案いたしました案件につきまして、その概要を説明いたします。議案は、条例改正 11 件、補正予算 5 件、指定管理者の指定 2 件、その他 1 件の合計 19 件でございます。

はじめに、条例改正に関する議案について申し上げます。

まず、**議案第 47 号** 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

これは、市民から提出される申請、届出等の行政手続について、押印の見直しを行うことにより市民の負担を軽減するため、関係条例を改正するものでございます。

次に、**議案第 48 号** 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 49 号** 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、商品であって使用しない軽自動車等について、軽自動車税の課税を免除する制度を創設したいので、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 50 号** 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部改正に伴い、電磁的記録に関する基準を定める必要があるので、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第51号** 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的記録に関する基準を定める必要があるので、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第52号** 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、鹿島市の国民健康保険に加入されている方の出産育児一時金について、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第53号** 鹿島市干潟交流館設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、鹿島市干潟交流館の休館日を実情に応じて見直したいので、所要の改正を行うものでございます。

次に、市職員並びに市長・副市長、教育長、議会議員の令和3年12月の期末手当の支給に関する関係条例の改正について申し上げます。

マスコミ等の報道にもありますように、国家公務員の法改正が、11月中の成立が困難となる見通しとなったことから、関係条例の改正は、各地方自治体において対応が分かれている状況でございます。

佐賀県におきましては、検討の結果、当初の予定どおり改正を行うとの方

針を決定され、現在開会中の県議会で提案されております。

本市では、これまで佐賀県に準じた対応を行っていることから、県と同様の対応をすることといたしました。

まず、**議案第62号** 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、今年度の佐賀県人事委員会勧告に基づき、佐賀県職員の期末手当が引き下げられることなどに伴いまして、それらに準じた内容で条例を改正するものでございます。

次に、**議案第63号** 「市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例」、**議案第64号** 「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」及び**議案第65号** 「鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例」の3件の制定について申し上げます。

市長、副市長、教育長及び議会議員の皆様の期末手当については、国家公務員の指定職の賞与等を参酌しながらこれまで改定を行ってきており、本市におきましても、三役及び議員の皆様の期末手当の支給月数を引き下げる条例改正をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算に関する議案5件について申し上げます。

まず、**議案第54号** 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に3億9,846万円を追加し、補正後の総額を168億1,952万1千円といたすものでございます。

歳入につきましては、普通交付税及び地方特例交付金などの確定に伴う補正のほか、各種事業の決定、追加に伴う国県支出金、負担金などを計上いたしております。

歳出のうち主なものとしまして、民生費では、障害者施設給付費や保育所運営事業費、生活保護費などを、衛生費では、新型コロナワクチン接種事業として令和3年12月以降の3回目接種に係る体制を整備するための経費を計上いたしております。

また、2名の個人様、そして、東亜工機株式会社様、明治安田生命保険相互会社様からの指定寄附や、株式会社佐賀銀行様のSDGs私募債を活用された有限会社平川重機クレーン様と株式会社キタック様からのご寄附をいただいておりますので、それぞれのご寄附の趣旨に従い、有効に活用させていただくことといたしております。

次に、**議案第55号** 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入において県支出金を増額し、一般会計繰入金を減額するものでございます。歳出においては、人件費の各費目の増減を計上し、また、保険給付費を今後の見込みにより増額するものでございます。

次に、**議案第56号** 令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、主に、歳出のうち職員の人件費を増額し、これに伴い、歳入で一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に、**議案第57号** 令和3年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人件費の各費目の増減について計上いたすものでございます。

補正予算に関する議案の最後として、**議案第58号** 令和3年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、一般会計負担金等の各費目の増減及び継続費の増額について計上いたすものでございます。

続きまして、議案第59号 及び 議案第60号 指定管理者の指定について申し上げます。

今回提案いたしております公の施設2施設のうち 議案第59号 「鹿島市東部地区デイサービスセンター」、議案第60号 「鹿島市自然の館」につきましては、いずれも現在、指定管理者による管理をお願いしておりますが、指定期間が令和4年3月31日までとなっております。令和4年4月1日からも引き続き、同じ団体に管理をお願いしたいので、地方自治法及び鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第61号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組規約の変更に係る協議について申し上げます。

令和3年8月に発足した多久小城医療組合が、佐賀県市町総合事務組合に加入され、議会の議員その他非常勤の職員に係る公務災害補償等の事務の共同処理に参加されること、また、現在、共同処理に参加している神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合が、新たに退職手当支給事務を共同処理することに伴い、佐賀県市町総合事務組合の規約変更について協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして説明いたしましたが、詳細につきましては、ご審議の際、担当部長又は課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。